

様式第3号（第13条関係）

会議録

会議の名称	定例庁議
開催日時	令和7年10月20日（月） 午前8時55分から 午前9時27分まで
開催場所	朝霞市役所 別館2階 全員協議会室
出席者の職・氏名	<p>【出席者】</p> <p>松下市長、宇野副市長、二見教育長、又賀市長公室長、          千葉危機管理監、濱総務部長、紺清市民環境部長、佐藤福祉部長、          堤田こども・健康部長、松岡都市建設部長、          村沢審議監兼まちづくり推進課長、田中会計管理者、          益田上下水道部長、稲葉議会事務局長、福士学校教育部長、          奥山生涯学習部長、小笠原監査委員事務局長</p> <p>（担当課1、2）</p> <p>櫻井市長公室次長兼政策企画課長、齋藤同課主幹兼課長補佐、          山本同課長補佐、石崎同課政策企画係長</p> <p>（担当課3）</p> <p>金子総務部次長兼財政課長、榎本同課主幹兼課長補佐</p> <p>（担当課4）</p> <p>久保田上下水道部次長兼水道施設課長、大塚上下水道総務課長、          吉田同課長補佐、櫻澤同課経営係長、七里下水道施設課長</p> <p>（事務局）</p> <p>櫻井市長公室次長兼政策企画課長、齋藤同課主幹兼課長補佐、          伊藤同課政策企画係主事</p>
欠席者の職・氏名	欠席者なし
議題	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 第6次朝霞市総合計画（案）</li> <li>2 令和8年4月行政組織機構改革の変更（案）</li> <li>3 令和8年度（2026年度）当初予算編成方針</li> <li>4 下水道使用料の改定</li> </ol>

会議資料	<p>(議題1)        ・【資料1】第6次朝霞市総合計画（案）</p> <p>(議題2)        ・【資料2】令和8年4月行政組織機構改革（変更案）        ・【資料3】令和8年度行政組織機構改革について（変更後）        ・【資料4】令和8年度行政組織機構改革について</p> <p>(議題3)        ・【資料5】令和8年度（2026年度）当初予算編成方針</p> <p>(議題4)        ・【資料6】下水道使用料改定</p>		
会議録の作成方針	<p><input type="checkbox"/>電磁的記録から文書に書き起こした全文記録</p> <p><input type="checkbox"/>電磁的記録から文書に書き起こした要点記録</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>■要点記録</p> <p><input type="checkbox"/>電磁的記録での保管（保存年限 年）</p> <table border="1" data-bbox="450 968 1430 1064"> <tr> <td data-bbox="450 968 917 1064">電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間</td><td data-bbox="917 968 1430 1064"> <input type="checkbox"/>会議録の確認後消去  <input type="checkbox"/>会議録の確認後 か月         </td></tr> </table>	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	<input type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月
電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	<input type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月		
会議録の確認方法 出席者の確認及び事務局の決裁			
傍聴者の数	—		
その他の必要事項	なし		

## 審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

### 【開会】

### 【議題】

#### 1 第6次朝霞市総合計画（案）

### 【説明】

（担当課 1：石崎政策企画課政策企画係長）

第6次朝霞市総合計画（案）について、御説明する。

第6次朝霞市総合計画については、令和5年度から策定を開始し、15回にわたる総合計画審議会や、17回に及ぶ策定委員会での議論を通して検討を進めてきた。

また、策定に当たっては、分野別市民懇談会やオープンハウス形式での市民意見交換会などを開催したほか、本年6月から7月にかけては総合計画の素案について市民コメントを実施するなど、市民参加による計画の策定を進めてきた。

8月26日には最後の審議会を開催し、10月8日に審議会から答申をいただいたため、これらを取りまとめ、10月14日の策定委員会で承認いただいた案が、本日お示しする資料1である。

はじめに、資料1の目次を御覧いただきたい。計画の構成だが、第1部が「総論」、第2部が「基本構想」、第3部が「前期基本計画」、第4部が「朝霞市デジタル田園都市構想総合戦略」、その後が「資料編」となっている。

総論については、総合計画策定の趣旨と基本的な考え方や社会の潮流等のほか、市民の意見を踏まえた朝霞市が目指すべき方向性や計画策定に向けた主要課題をまとめている。

次に、基本構想については、朝霞市が目指す「将来像」、「将来像実現のための基本方向」、将来像実現のための「共通理念」で構成している。将来像として「だれもが誇れる 暮らしつづけたいまち 朝霞」を掲げるとともに、将来像を実現するための市政運営の大きな方向性として「安全に、安心して暮らせるまち」、「自分らしく学び育ち、心地よく暮らせるまち」、「快適に暮らせる、にぎわいのあるまち」の3つを基本方向としている。また、全ての政策を推進するための共通理念として、「多様性を尊重し、認め合い助け合ってまちをつくる」、「主体的に参画し、愛着をもってまちをつくる」、「連携と創意工夫によって、持続可能なまちをつくる」の3つを掲げている。

次に、前期基本計画については、序章から第6章まで構成され、序章では本計画の概要や計画期間中の財政見通しについてまとめている。第1章から具体的な内容に入るが、各章の冒頭には、「基本構想における将来像実現のための基本方向と、各章の施策のつながり」を掲載している。

次に、朝霞市デジタル田園都市構想総合戦略については、これまで総合計画とは別に「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定していたが、「総合戦略」と「総合計画」は朝霞市の未来を展望し、必要な施策を定める点において共通していることや、市民にとってわかりやすい計画とすることを目的に、新たな総合戦略は総合計画と一体化し、取組を総合的に推進していくこととしている。

最後に、資料編として、計画策定の経過や実施してきた市民参画の概要のほか、前期基本計画に掲載している成果指標をまとめた一覧表などを掲載している。

なお、総論に掲載されている財政に関する数値や前期基本計画に掲載されている成果指標等の令和6年度実績において、一部の見込値など、未確定の数値については印刷製本

の締め切りを考慮し、11月末を最終時点として時点更新したいと考えている。

最後に、本日の序議で総合計画（案）の承認を頂いたら、朝霞市総合計画条例に基づき、令和7年12月議会に基本構想を上程する。

説明は、以上となる。

(又賀市長公室長)

本件については、総合計画策定委員会で審議をしている。

総合計画策定委員会の審議結果を報告する。

「計画書を令和8年3月に発行するのであれば、前期基本計画や資料編に掲載する課名は機構改革前の課名になるのか」、という質問があり、「計画期間は令和8年4月から始まるため、機構改革後の課名に修正する予定である。また、現状で見込みとなっている数値は、印刷製本のスケジュールを考慮して、11月末日時点で最新の数値に修正する」との回答があった。

この質疑の結果、原案のとおり序議に諮ることとなった。

報告は以上である。

【意見等】

(宇野副市長)

今回の総合計画は、市長の公約が出た後に策定されるものとなるが、総合計画と市長公約との関連と、今後の進め方について改めて確認したい。

(担当課1：櫻井市長公室次長兼政策企画課長)

今回の総合計画の中に「市長が公約に掲げる施策については、具体的な取組である実施計画において検討します。」という文言を追加している。今後、来年度の実施計画を所管課で作成するに当たり、市長の公約の該当する事業が分かるような形でまとめるので、市長公約と実施計画や事業の関係は見えるようになると考えている。

(又賀市長公室長)

11月に校正を行う際に、市長公約との整合を改めて各課に照会することを考えている。

(担当課1：櫻井市長公室次長兼政策企画課長)

秘書課でも市長公約の進捗状況等を取りまとめるため、そういったものとの整合を改めて確認していきたい。

【結果】

原案のとおり、決定する。

【議題】

2 令和8年4月行政組織機構改革の変更（案）

【説明】

(担当課2：山本政策企画課長補佐)

令和8年度に向けた行政組織機構改革については、政策調整会議及び序議を経て、8月7日に決定し、市議会には8月20日の全員協議会で説明を行った。

その後、事務分掌規則改正について関係部署に確認を行った際に、所管課から係名変更の申し出があったため、行政組織機構及び定員管理検討委員会にお諮りし、変更することとなった。

よって、改めて庁議にお諮りするものである。

資料1を御覧いただきたい。健康部の国保年金課だが、保険年金課から課名が変更になることに伴い、係名を課名と同じ「国民健康保険」の略称である「国保」に変更し、国民健康保険給付係から国保給付係に、国民健康保険賦課係から国保賦課係に変更するものである。

資料2は変更後、資料3は変更前の機構改革比較表である。

この変更で、部室設置条例については改正が必要ないため、事務分掌規則の改正で対応することとなる。

説明は以上である。

(又賀市長公室長)

本件については、政策調整会議で審議を行ったが、質疑等はなかったため、原案のとおり庁議に諮ることとした。

【意見等】

なし

【結果】

原案のとおり決定する。

【議題】

3 令和8年度（2026年度）当初予算編成方針

【説明】

（担当課3：金子総務部次長兼財政課長）

資料5の1ページを御覧いただきたい。

まず、「本市の財政状況」として、1段目では、本市の令和6年度の経常収支比率は97.6%で、前年度から0.1%増加し、2年連続で97%を超え、高い水準となっている。主な要因は、市税等の収入が増加する以上に、人件費や扶助費といった義務的経費が増加しているほか、補助費等における経常的経費の増加が挙げられる。このため、社会経済情勢の変化や多様化・複雑化する行政需要に的確に対応するための財源確保が難しい状況にあることを、ここで述べている。

2段目、3段目では、今後も、市税収入が堅調に推移する見込みはあるものの、歳入全体で大幅な伸びは期待できず、一方で、歳出では、ごみ焼却施設建設に係る負担金の増額や、物価高騰、最低賃金の上昇などにより経常的経費がさらに増加するなど、財政調整基金に頼らざるを得ない、厳しい財政状況が続くことが見込まれる。持続可能な行財政運営の実現のためには、各事業の効果検証を行い、その結果を踏まえた事業内容の見直しを予算編成につなげていくことが必要不可欠であることを述べている。

次に、「基本的な考え方」として、令和8年度は、第6次総合計画前期基本計画のスタートの年であり、また、本市を取り巻く環境やニーズの変化はスピードを増していることから、職員一人一人が主体性を持ち、これまで以上の創意と工夫を重ね、効率的で効果的な施策展開を確実に行い、基本計画の着実な進展を図る必要がある。併せて、限られた

財源を有効に活用する観点から、スクラップアンドビルドの徹底や、全ての事業の成果を厳しく検証し、事業の廃止・休止などを含めた積極的な見直しを図る必要があることを、ここで述べている。

2ページ目以降については、前年度に作成した予算編成基本原則をもとに作成している。主に変更した点と追加した点について御説明する。

2ページ目の基本原則のうち財政調整基金の確保について、新たに項目を追加している。内容だが、持続可能な行財政運営の確保のため、予算編成は財政調整基金に依存せず、その年度の歳入の範囲で行うことを基本とし、やむを得ず財政調整基金を取り崩す場合でも、取崩額を極力抑制し、基金残高の確保に努めるなど、長期的な視点で行財政運営を行っていくこととしている。

次に、事業の選択と集中のうち、新規・拡充事業について、あらかじめ政策企画課長と調整するという記載のみだったが、真に必要な事業について、事業の目標、効果及び終期を明確にした上で、既存事業の見直しや廃止をすることで財源の捻出に努めるほか、国・県支出金等の活用、自主的な財源確保も検討し、あらかじめ政策企画課長と調整すると表記を追加している。

次に、行政評価の反映と事務事業の見直しのうち、新規・拡充事業について、語尾を「スクラップアンドビルドに努める」から「徹底する」に変更している。

次に、歳入の確保と歳出における発想の転換・創意工夫のうち、歳入について、「国・県のほか財団法人などあらゆる補助事業を調査し、」を冒頭に追加している。

次に、3ページの歳入に関する事項だが、国県支出金について、これまで「国・県の補助金が縮減又は廃止された場合には、事業の廃止・縮減についても十分検討し一般財源への振替は必要な範囲内とする」としていたが、語尾を「事業を縮減・廃止する」とし、「一般財源への振替は必要な範囲内とする」を削除している。

次に、4ページの歳出に関する事項だが、5ページの委託料について、「計画策定に係る委託料については、他市の実績額を必ず調査し、乖離が見られる場合は原因を分析し、委託業務の内容を精査した上で適正な額を計上する。」を追加している。また、6ページのその他で、「補助事業は、国や県の補助が廃止された場合は終了し、一般財源の振替は行わない。また、縮減された場合は、事業の縮減を検討する。」を追加している。

次に、その他のうち、令和8年度当初予算編成においては、枠配分は実施しないが、既存事業についても必ず見直しを行い、予算計上すること。令和8年4月に予定している機構改革に基づき、予算計上すること。下水道使用料は料金改定を予定しているため、上下水道総務課の示す単価を用いて計上すること。以上3点について、追加した。

なお、この予算編成方針については、庁議にて御承認いただいた後、全庁に通知し、1月6日木曜日正午を予算要求締切日としたいと考えている。

また、枠配分予算是、今回は実施しないため、全件査定を予定している。

説明は以上となる。

(又賀市長公室長)

本件については、政策調整会議で審議をしている。

政策調整会議の審議結果を報告する。

「予算編成方針の表現について、1ページ目の財政状況や、6ページのその他など、もう少し分かりやすい表現にした方が良いのではないか」との質疑に対し、「表記については、精査して修正する。」との回答があった。

これらの質疑の結果、指摘のあった点について一部修正し、庁議に諮ることとした。

【意見等】

なし

## 【結果】

原案のとおり、決定する。

## 【議題】

### 4 下水道使用料の改定

#### 【説明】

(担当課4：大塚上下水道総務課長)

資料5、下水道使用料の改定について、御説明する。

まず、改定の背景だが、本市の下水道事業は、昭和57年の供用開始から43年間、消費税改定を除き、一度も改定を行わず低廉な使用料によって事業を行ってきた。

本来、下水道事業は独立採算を原則とした公営企業で、汚水処理に係る経費は使用料によって賄うこととされているが、本市の下水道事業は公営企業に移行した令和2年度から使用料収入のみでは必要な経費を賄えておらず、一般会計からの繰入金に依存した経営になっている。

また、昨今の節水機器の普及や核家族化の進行等による水需要の減少から、今後、使用料収入の大きな増加は見込めない状況にあること、施設の老朽化に伴う改築更新費用の増加、加えて、令和7年度から、県が管理運営を行っている流域下水道の維持管理負担金が値上げされるなど、本市の下水道事業を取り巻く経営環境は非常に厳しい状況にある。

このようなことから、令和7年6月3日に上下水道審議会に対し、「適正な下水道使用料の水準について」諮問を行った。

審議経過だが、諮問を受けた審議会では、6月3日から9月1日まで、計5回の審議を行い、10月2日、市長に対し、「下水道使用料の改定（値上げ）が必要である」とする答申書の提出を行っている。

答申概要だが、こちらは答申内容をまとめている。

下水道使用料改定の必要性として、値上げが必要な理由が審議会から5点示されている。1点目、本来、汚水処理に要する経費を原価として、原価に見合った適正な受益者負担を求めるべきであるにもかかわらず、不足する収入を一般会計からの基準外繰入金で賄い、事業が運営されていること、2点目、埼玉県へ支払う流域下水道維持管理負担金が値上げされたこと、3点目、物価上昇傾向が続く中で、基準外繰入を行わず、県の維持管理負担金の値上げを反映した場合、現行使用料のままでは令和9年度には資金不足が見込まれること、4点目、使用料収入の不足により施設の維持管理が滞った場合、老朽化による道路陥没や汚水ポンプの停止などのリスクが高まるここと、5点目、災害等の不測の事態が発生した場合においても、下水道サービスを継続するためには一定の資金の蓄えが必要であることといった理由から、今回、下水道使用料の改定は必要不可欠であると判断されている。

2ページを御覧いただきたい。改定概要だが、使用料改定に当たり、審議会では安定的かつ健全な経営のため、基準外繰入を0とする、年度末資金残高を9億円から10億円の範囲で確保する、経費回収率100%以上を達成するという3つの目標を実現するために必要な使用料について、検討を行った。

使用料の算定期間は、下水道事業経営戦略の残りの計画期間である令和8年度から令和15年度までの8年間とし、検討を重ねた結果、「下水道使用料新旧比較の表」のとおり改定案が決定した。

改定内容としては、これまでの基本水量制を廃止し、1m<sup>3</sup>から従量使用料を設定する

とともに、近年の使用水量の傾向を踏まえ、使用料体系を7段階から9段階に細分化している。

基本水量制は、排出量が一定の基準を超えない場合は基本使用料のみ支払っていただくもので、下水道の普及を促進することを目的に全国的に導入されてきた制度だが、下水道の普及率の向上により、所期の目的は達成されたとして廃止する自治体が増えている。また、水道事業の経営基盤の安定には、排出量の少ない使用者を含めた全ての使用者で経営を支える使用料体系とすることが必要であり、排出量に応じた負担を求める公平性の観点からも廃止することが妥当であると判断されている。

ただし、これまで基本水量内に収まっていた少量使用者の負担を緩和する観点から、2か月当たり $20\text{ m}^3$ までの使用量に関しては従量使用料を低く抑えることが妥当であると判断し、使用料の検討を行った。

(3)については、世帯人数別における影響額をお示ししている。使用料の検討に当たって設定した3つの目標をクリアするためには、最低でも現行の使用料収入から1.5倍の13億5,000万円の年間下水道使用料が必要となることから、全ての使用料が現行からおおむね1.5倍に収まるように設定をしている。

3ページを御覧いただきたい。改定時期だが、既に県の維持管理負担金が値上げされている状況を鑑み、早期に収入増加を図る必要があることから、改定日を令和8年4月1日としている。

(5)については、改正条例の施行日を令和8年4月1日とした場合の新料金の適用時期を示している。本市は奇数月と偶数月に分けて検針をしているため、4月1日より前から継続して下水道を使用している場合は6月以降の検針分から新料金が適用されることになる。

最後に答申書では、附帯意見として、将来世代に負担を先送りしないよう、おおむね5年に1度の頻度で定期的な検証と見直しを行うこと、また、改定の趣旨や内容について市民に理解が得られるよう積極的に情報発信を行うことが申し添えられている。

以上が答申の内容である。

答申に対する市の考え方だが、審議会から頂いた答申内容を踏まえ、将来世代に負担を先送りせず、健全な経営を行っていくために、答申どおり使用料体系の見直しと使用料単価の増額を行うこととしている。

今後のスケジュールだが、今回の庁議にお諮りした後、11月12日の定例庁議で条例改正案をお諮りし、全員協議会で説明を行った後、12月議会に使用料改定の条例案を上程したいと考えている。

参考資料として4ページに答申書の概要版、5ページには県内自治体の下水道使用料の比較を掲載している。現在の朝霞市の使用料金は戸田市に次いで2番目に低い。改定によって、幸手市や川越市と同様の使用料となるが、県平均には届かない。

6ページは使用料改定に当たり市民に下水道の役割や重要性、経営状況等を知るためにオーブンハウス形式で開催したパネル展の概要である。2日間で256名の方に御参加いただき、アンケートに回答いただいた95%の方がパネル展についてよかったです、また、値上げについては84%の方が一定の理解を示していただいた。

説明は以上となる。

(又賀市長公室長)

本件については、政策調整会議で審議をしている。

政策調整会議の審議結果を報告する。

「収入は年間でどの程度増えるのか」との質疑に対して、「現在の収入が8億9,000万円のところ13億円程度となる見込みである」との回答があった。

「各小中学校での影響額はどの程度か」との質疑に対して、「細かく積算しているわけではないが、わくわくどーむの場合2カ月間で20万円程度上昇する。改定額の対照表や、影響額をもとに積算していただきたい」との回答があった。

「改定に伴う予算の検討はこれからか。令和8年度当初予算から反映するのか」との質疑に対して、「予算編成方針にも令和8年度予算を検討する際に、下水道使用料の改定を反映するよう記載されている。資料に従量使用料ごとの改定割合を掲載しているため昨年度実績に影響額を反映する形で検討いただきたい」との回答があった。

「一般会計からの繰入額はどの程度か」との質疑に対して、「令和4年度は6,061万3,000円、令和5年度は6,667万4,000円、令和6年度は4,556万6,000円、令和7年度は8,401万1,000円の見込み」との回答があった。

「今後もおおむね5年ごとに見直しを行い県平均に近づけるのか」との質疑に対して、「値上げを前提としたものではないが、見直しを行っていく。朝霞市は上下水道事業の運営を行いやすい状況のため、必ずしも県平均に近づけるものではなく、健全な運営の条件が達成できない場合に値上げの検討を行う」との回答があった。

「これまで見直しのタイミングがあったのか」との質疑に対して、「令和2年度に公営企業会計に移行したことで、独立採算制となり、不足分について基準外繰入で補填することとなった。加えて県が管理している下水道管の使用料が値上げされたためこのタイミングでの改定となった」との回答があった。

「他に基準外繰入を行っている市町村はあるのか。法的には認められているのか」との質疑に対して、「他の自治体も行っており、志木市、入間市、和光市、新座市でも行っている。地方公営企業法で基準外繰入は認められているが、災害時や単独での事業運営が全くできない場合とされていること、一般財源には下水道を使用していない市民の税金も含まれており公平性に欠けることから、健全化していきたい」との回答があった。

これらの質疑の結果、原案のとおり府議に諮ることになった。

#### 【意見等】

なし

#### 【結果】

原案のとおり、決定する。

#### 【閉会】